

令和4年度 第1回神戸市市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会

日時：令和4年8月31日（水）

午前10時00分～12時00分

場所：神戸市役所1号館6階大会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 報 告

神戸市における成年後見制度等の利用状況について
市民後見人候補者の養成について

3. 協議事項

中核機関移行後の現状及び今後の取り組みについて

4. 閉 会

資 料

資料1	神戸市市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会 委員名簿
資料2	神戸市市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会 事務局名簿
資料3	神戸市における成年後見制度等の利用状況
資料4	市民後見人候補者の養成
資料5	神戸市成年後見支援センターの現状及び今後の取り組み
資料6	地域連携ネットワーク
資料7	第二期成年後見制度利用促進基本計画

令和4年8月1日現在

市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会 委員名簿

(50音順・敬称略)

- 伊藤 智美 たにがみ障害者相談支援センター センター長
- 植戸 貴子 神戸女子大学健康福祉学部 教授
- 植野 礼子 池田宮川あんしんすこやかセンター 運営管理者
- 榎本 昌起 (一社)兵庫県社会福祉士会 ぱあとなあ兵庫 副運営委員長
- 澤井 靖人 (公社)成年後見センター・リーガルサポート 副理事長
(司法書士)
- 新庄谷 誠 近畿税理士会 成年後見支援センター 副センター長
- ◎ 種谷 有希子 高齢者・障害者総合支援センターたんぽぽ 幹事
(弁護士)
- 伴野 光男 (一社)コスモス成年後見サポートセンター兵庫県支部 支部長
(行政書士)
- 村上 英樹 シルバー法律研究会 代表幹事(弁護士)
- 山口 健也 (医)向陽会 向陽病院 院長(精神科医)
- 宮本 怜 **【オブザーバー】**
神戸家庭裁判所 主任書記官

◎=分科会長 ○=副分科会長

令和4年8月1日現在

市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会 事務局名簿

福祉局副局長	若杉 穰
福祉局くらし支援課長	大村 元範
福祉局介護保険課長	内藤 康史
福祉局介護保険課担当課長	田月 幸一
福祉局障害者支援課長	奥谷 由貴子
神戸市社会福祉協議会事務局長	星島 淳一

神戸市における成年後見制度等の利用状況等について

資料 3

○成年後見支援センター相談件数

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
来所等	1,395	1,383	1,261	1,284	1,244	1,242	1,105	1,287
専門相談	96	83	91	112	125	98	93	81

○市区町村長申立件数

		H29	H30	R 1	R 2	R 3
成年後見関係事件 申立件数（後見、保佐、補助、任意後見含む）						
	全国	35,737	36,549	35,959	37,235	39,809
	神戸家裁管内(兵庫県)	1,759	1,766	1,749	1,951	2,106
市区町村長申立件数						
	全国	7,037	7,705	7,837	8,822	9,185
	神戸家裁管内(兵庫県)	263	277	237	269	285
神戸市長申立件数		61	60	63	72	47

○市長申し立て・市民後見人養成の状況（R2年度末）

	市長申立 件数				市民後見人養成	
	申立件数	高齢	障害	政令市順位 (対人口比)	登録者数	受任実績
神戸	72	59	13	14	92	92
札幌	55	38	17	19	117	24
仙台	22	19	3	20	5	23
さいたま	65	57	8	13	22	6
千葉	59	46	13	8	106	12
横浜	178	157	21	15	66	79
川崎	84	80	4	12	41	35
相模原	44	37	7	9	44	22
新潟	81	70	11	2	0	0
静岡	45	39	6	7	13	1
浜松	46	40	6	10	0	0
名古屋	81	65	16	17	107	59
京都	105	94	11	6	79	67
大阪	274	237	37	4	286	272
堺	46	41	5	11	59	38
岡山	118	86	32	1	0	0
広島	87	76	11	5	34	1
北九州	32	24	8	18	36	2
福岡	62	58	4	16	0	0
熊本	75	68	7	3	9	3

○成年後見制度利用支援事業

			申立費用助成		後見報酬助成		合計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
H28年度	認知症		3	16,714	25	4,636,407	28	4,653,121
	知的・精神		3	16,704	12	2,520,919	15	2,537,623
H29年度	認知症		5	26,546	27	4,724,705	32	4,751,251
	知的・精神		0		18	4,179,502	18	4,179,502
H30年度	認知症	市長申立	5	28,220	41	7,347,875	46	7,376,095
		本人・親族申立	-	-	54	10,657,521	54	10,657,521
		計	5	28,220	95	18,005,396	100	18,033,616
	知的・精神	市長申立	1	5,394	16	2,917,842	17	2,923,236
		本人・親族申立	-	-	53	11,688,060	53	11,688,060
		計	1	5,394	69	14,605,902	70	14,611,296
R1年度	認知症	市長申立	6	33,572	39	6,880,891	45	6,914,463
		本人・親族申立	-	-	94	19,779,904	94	19,779,904
		計	6	33,572	133	26,660,795	139	26,694,367
	知的・精神	市長申立	0	0	18	3,255,026	18	3,255,026
		本人・親族申立	-	-	73	14,604,903	73	14,604,903
		計	0	0	91	17,859,929	91	17,859,929
	R1年度合計			6	33,572	224	44,520,724	230
R2年度	認知症	市長申立	2	8,996	30	5,487,130	32	5,496,126
		本人・親族申立	-	-	138	24,735,258	138	24,735,258
		計	2	8,996	168	30,222,388	170	30,231,384
	知的・精神	市長申立	1	58,872	8	1,660,635	9	1,719,507
		本人・親族申立	-	-	85	17,012,510	85	17,012,510
		計	1	58,872	93	18,673,145	94	18,732,017
	R2年度合計			3	67,868	261	48,895,533	264
R3年度	認知症	市長申立	3	16,640	49	9,074,076	52	9,090,716
		本人・親族申立	-	-	171	33,550,428	171	33,550,428
		計	3	16,640	220	42,624,504	223	42,641,144
	知的・精神	市長申立	1	2,639	9	1,081,273	10	1,083,912
		本人・親族申立	-	-	96	20,986,093	96	20,986,093
		計	1	2,639	105	22,067,366	106	22,070,005
	R3年度 合計			4	19,279	325	64,691,870	329

○日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の状況

年度	H30	R1	R2	R3	R4.6
利用者数	624	618	589	570	582

○銀行協定（締結日 令和3年10月1日）

1. 協定先 ※神戸市と各銀行との2者協定

- (1) 三井住友銀行（神戸市役所の指定金融機関）
- (2) みなと銀行（市内に本店を有する唯一の地方銀行）

2. 協定内容

(1) 本人・家族の負担軽減

「認知症神戸モデル」の「認知機能精密検査結果」を、認知判断能力等確認資料の一つとして活用

⇒銀行窓口で記録を残さないため、件数等の実績は不明

(2) 早期相談の推進

銀行窓口及び成年後見支援センター窓口において支援が必要な方を把握した際に、窓口間で取次ぎを実施。

⇒直接窓口間で取り次いだ実績なし

※成年後見支援センターへの銀行に関する相談件数

協定前：2.7件／月 協定後：4.9件／月

市民後見人候補者の養成について

1. これまでの取り組み

- 本市では平成 23 年度から第 1 期の養成研修を実施
- 現在、169 名が研修修了し、92 名が候補者名簿に登録

市民後見人養成状況（候補者名簿登録者数） ※令和 4 年 7 月末時点

		修了者数	候補者名簿登録者数
第 1 期	平成 23 年度	39 名	9 名
第 2 期	平成 24 年度	27 名	8 名
第 3 期	平成 25～26 年度	24 名	14 名
第 4 期	平成 27 年度	27 名	19 名
第 5 期	平成 28 年度	30 名	21 名
第 6 期	平成 30 年度	10 名	9 名
第 7 期	令和 3 年度	12 名	12 名
第 8 期	令和 4 年度	-	-
		169 名	92 名

2. 現在の受任状況

- 市民後見人の受任対象案件は、
 - ①多額の資産や負債がない
 - ②親族間の紛争や権利侵害がない
 - ③施設入所もしくは入所を予定されている方
 といった財産管理や身上監護に困難性がないと判断されるケースを対象としている。
- 市社会福祉協議会が成年後見監督人として選任を受けて、全面的な支援を行いながら活動中
(令和 4 年 7 月末時点：26 件が受任活動中)

3. 第 8 期市民後見人養成研修

- 事前説明会 6 月 3 日（金）26 名参加、4 日（土）36 名参加
- 養成研修
 - 基礎研修 8 月 18 日～9 月 15 日（5 回）9 名参加
 - 実務研修 11 月 17 日～12 月 15 日（5 回）

【参考】市民後見人選任審判

選任審判件数累計（令和 4 年 7 月末時点）：95 件（うち 26 件が受任活動中）
 新規選任件数：令和 3 年度 1 件、令和 4 年度（7 月末時点）2 件

神戸市成年後見支援センターの現状及び今後の取り組み

求められる機能

広報機能

これまでの取り組み

- 成年後見セミナーの開催
(年1回(定員200名))
- 制度活用パンフレットの配布
- 出前トークへの参加 (R3年度: 7回)
- 成年後見制度の利用手続き相談室の開催 (R3年度: 67回)

現状と今後の取り組み

- 区域レベルの広報
区民向けセミナーの開催など
⇒区社協事業との連携を検討中
- 生活圏域レベルの広報
地区民児協や高齢者ふれあい給食会での出前トークなど
⇒広報ツールを検討中
- 銀行協定に基づく広報物の配架
支店におけるパンフレットの配架・配布
⇒みなと銀行で実施中

相談機能

- 一般相談
月曜から金曜 9:00~17:00
(R3年度: 1,287件)
- 専門職相談
弁護士・司法書士・社会福祉士
第1~第4火曜 13:30~16:30
(R3年度: 81件)
- 成年後見制度の利用手続き相談室の開催【再掲】

- 個別相談会の実施
出張説明会の場に相談員を派遣し相談会を実施
⇒兵庫区役所・須磨区役所の研修で実施
- アウトリーチ相談の実施
相談員が現場に赴くアウトリーチ相談をモデル的に実施を検討
- 銀行との連携強化
連携協定を強化し、銀行窓口からセンターへの取次ぎを推進

制度の利用促進

(マッチング・
後見人担い手の育成)

- 成年後見判定部会
市長申立予定者について、専門職又は市民後見人を候補者とするための判断を行う。(R3年度: 11回/59件)
- 市民後見受任調整会議
市民後見人候補者と本人との事前面会、実際の後見活動を想定した上で、マッチングを行う。(R3年度: 3回/3件)
- 市民後見人の養成 (H23年度~)
R4.7時点で92名が登録(受任実績: 95件)

- 市民後見人の担い手育成
市民後見人養成研修を引き続き開催
⇒第8期研修を実施中
- 市民後見人受任ルートの整理
市長申立や日常生活自立支援事業からの移行案件などを整理し市民後見人へとつなげるためのガイドラインを作成中

後見人支援

- 後見監督
市民後見人の後見監督人として市社協が選任。事務報告書の作成など、市民後見人を全面的に支援。
(R3年度: 相談対応2,152件)
- 市民後見人研修
登録された市民後見人候補者を対象とした研修を実施し、制度に関する知識の取得や事例の研究等を通じて、資質向上を図る。(R3年度: 1回)

- 法人スタッフ向け研修会の開催
後見受任活動を展開するNPO法人スタッフ向けの研修会を実施
⇒市内のNPO法人等の情報把握を実施中

地域連携ネットワークについて

1. 地域連携ネットワーク

第二期基本計画において、地域連携ネットワークとは、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みと定義されており、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることが掲げられている。

2. 地域連携ネットワークにおける中核機関の役割

中核機関は地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関として、関係機関やチームで構成された「権利擁護支援のネットワーク」の中心となって、全体のコーディネートを担う。中核機関には以下の3つの機能が求められている。

- <①司令塔機能>権利擁護支援や成年後見制度の利用促進をさらに推進するためのコーディネートを担う
- <②事務局機能>地域における「協議会」を運営する
- <③進行管理機能>専門職等による専門的助言等の支援の確保を担保する

3. 今後検討すべき項目

①地域連携ネットワークのあり方

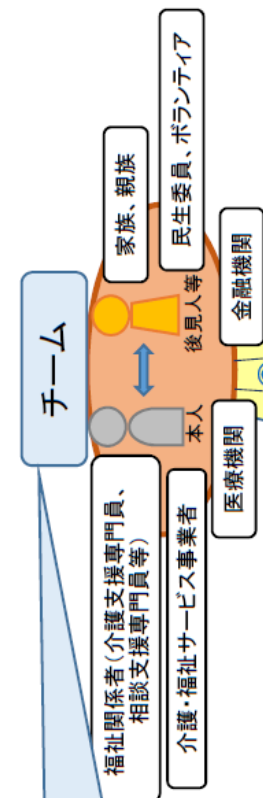
平成23年1月の成年後見支援センター開設以降、行政や福祉関係団体、専門職団体等と連携しながら制度の利用促進に取り組んでいるところである。今後一層の充実を図り、地域連携ネットワークとして機能させていくために、各団体等の連携はどうあるべきか。また、中核機関はどのような役割を果たすべきか。

②チームへの支援のあり方

成年後見制度の利用が必要な方に対し適切な支援へつなげる必要があることから、成年後見支援センターでは、センター職員や専門職による支援者からの相談対応等を行っているところである。今後、支援者による権利擁護支援チームに対する支援を一層充実させていくために、どのような支援を行っていくべきか。また、中核機関はどのような役割を果たすべきか。

権利擁護支援の 地域連携ネットワーク

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 利用促進機能
- ④ 後見人支援機能

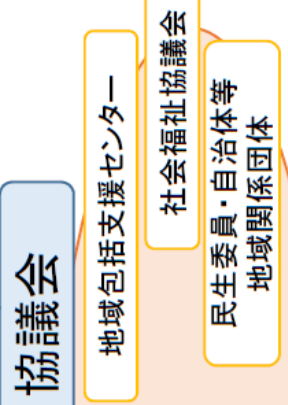


本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームになって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

専門職による専門的助言等の支援の確保
中核機関が②～④の3つの検討・判断の
進行管理 の役割を担う

- ① 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断
- ② 権利擁護の支援の方針についての検討・専門的判断
- ③ 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断
- ④ モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会
中核機関が**事務局**の役割を担う



- 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」
- 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」
- 地域において「3つの検討・専門的判断（上記②～④）」を担保する「進行管理機能」

成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み
※中核機関が全体構想の設計・実現の**司令塔**の役割を担う

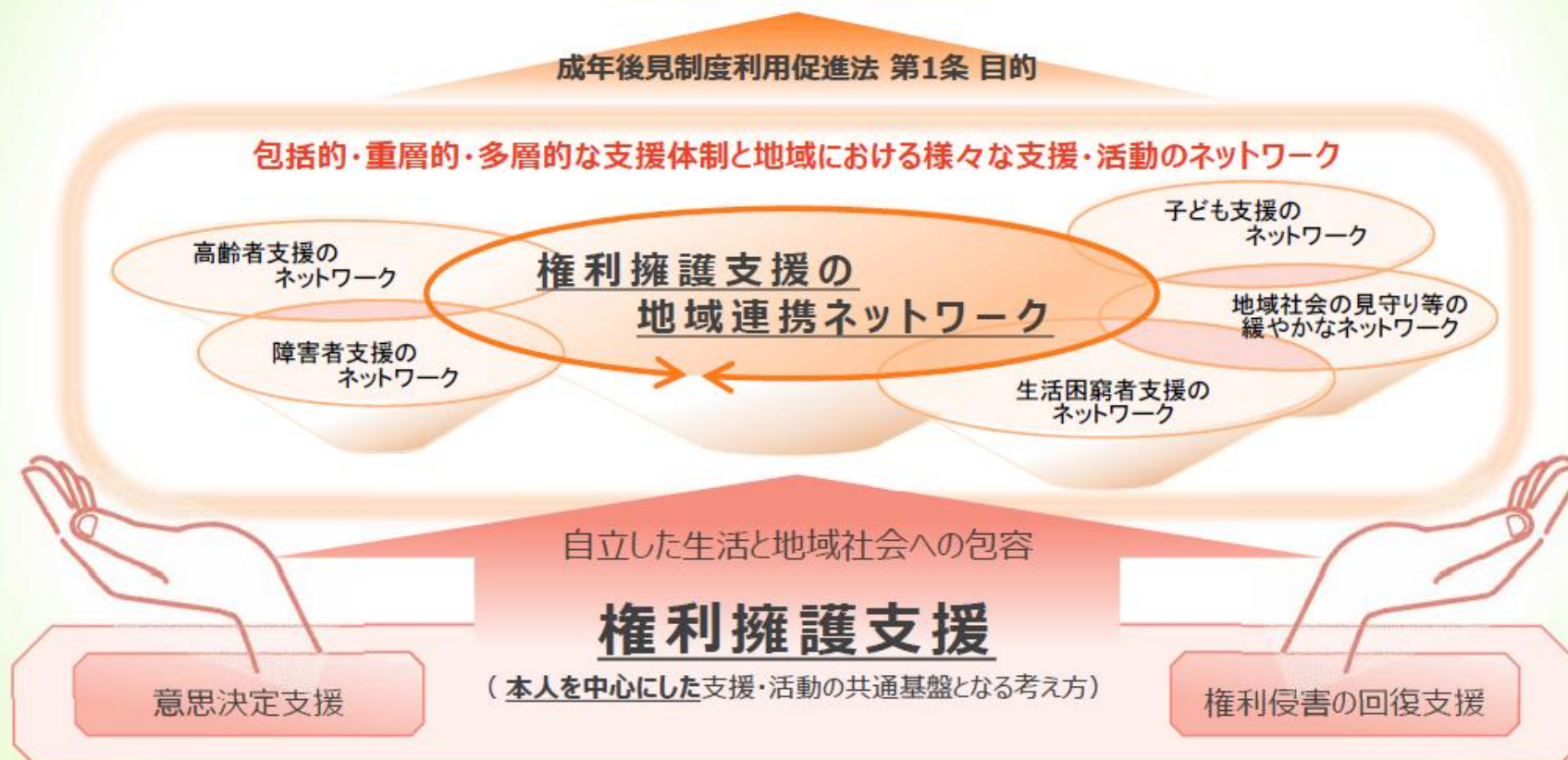
成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」p.15を参考に、成年後見制度利用促進室作成

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

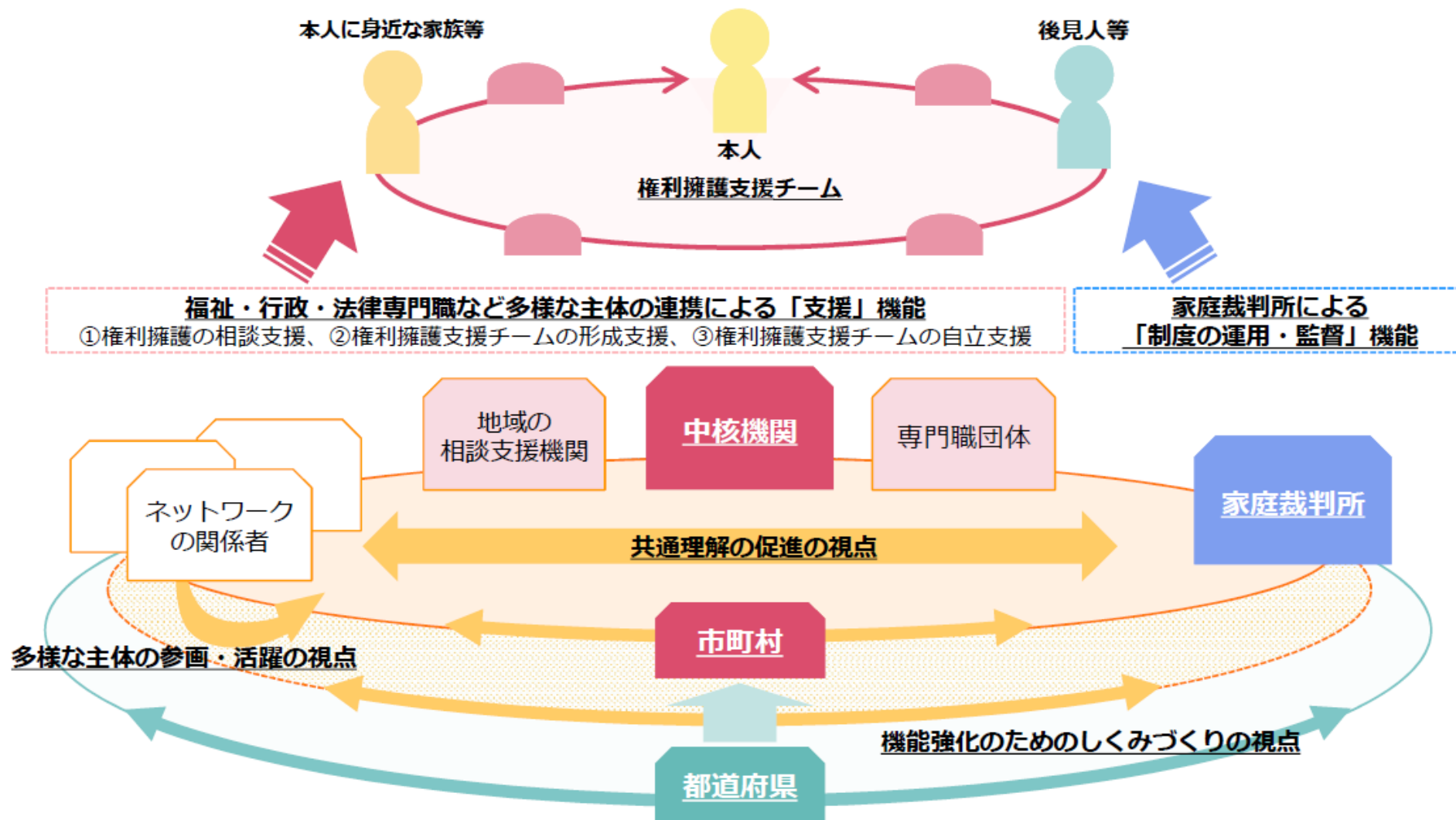
- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現



3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



第二期計画の工程表とKPI①

	KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	
優先して取り組む事項 ※3	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知	関係機関等による周知の継続			
		—	利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討				
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定 都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等		
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善 全国で適切に実施する方策の検討 市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施		都道府県による研修の継続実施 市町村による実施		
	権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し		策定状況等のフォローアップ		
	都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置		都道府県による協議会の継続的な運営		

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。
 ※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

第二期計画の工程表とKPI②

	KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	
見直し等 に向けた 検討	成年後見制度等の見直しに向けた検討	成年後見制度等の見直しに向けた検討					
	総合的な権利擁護支援策の充実	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討					
制度の 運用 改善等	意思決定支援の浸透	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施		都道府県による研修の継続実施		
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発				
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発			
	・基本的考え方の整理と普及	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応				
	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討		成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討		
・柔軟な後見人等の交代の推進 (苦情対応を含む)	—						
・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—						
不正防止の徹底と利用しやすさの調和	後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—	後見制度支援信託・支援預貯金の普及				
	保険の普及等事後救済策の検討	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討				
地域連携 ネット ワーク づくり	地域連携ネットワークづくり	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知		市町村による周知の継続		
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備		市町村による中核機関の運営		
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	—	中核機関のコーディネート機能の強化				
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施				
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築				
	・包括的・多層的な支援体制の構築	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等	権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討			

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。

※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

20